

「ODA 案件の形成と実施上の問題」に関する提言

神田 浩史

「ODA 案件の形成と実施上の問題」について、以下のように提言します。

【基本的な考え方】

1. ODA 案件については、最初期(案件形成)段階から最終(案件事後評価)段階まで、地域住民が主体となって実施されることを大前提とする。
2. 住民主体の ODA 案件形成・実施を担保するために、最初期段階から最終段階まで、案件に関する情報を地域住民に公開することとする。
3. 案件採択や国別援助計画策定時に、MDG、人権の保障、人間の安全保障との関連を明示し、地域住民と納税者への説明責任を果たす。
4. ODA 案件に関する日本社会の納税者の理解を促進するために、日本国内における情報公開もより一層、徹底する。
5. ODA 案件に関する第三者評価の信頼性を確保するために、外務省や関係各省庁、JICA、JBIC から独立した評価主体を確立する。
6. 現地タスクフォースに権限委譲するため、国別援助計画などで測定可能な国別の目標設定を行う。目標は、人間の安全保障、人権、MDG の視点から開発の優先課題を明確にしたうえで設定する。

【具体的な施策】

1. 無償資金協力、技術協力を含め、すべてのODA案件のアンタイト化を実施する。これにより、ODAの現地化を促進する。
2. 案件形成段階で、MDG、人権の保障、人間の安全保障にどのように貢献するかを分析し、案件の必要性を明示する。
3. ODA案件に関する情報を現地住民が理解可能な言語で公開することをODA供与の条件とする。また、ODA案件に関する情報公開を、より一層徹底するために、日本政府と相手国政府の二国間で調印した文書も含め、全文書を公開することを、ODA供与の大前提とし、共に交換公文に盛り込む。
4. ODA案件に関する情報は原則全て公開とし、借款契約(L/A)や入札評価に関する文書類なども例外なく公開する。
5. 国会に ODA 小委員会を常設し(参議院では既設)、小委員会が主導して ODA に関する第三者評価を実施する。ODA 小委員会は、政策評価、プログラム評価の実施、評価に基づく適正な勧告を責任を持って行う。また、ODA 案件の現地住民や NGO からの要請に基づき、必要があればプロジェクト評価を行い、関係省庁や実施機関に対して勧告が行えるものとする。
6. ODA案件形成・実施にあたっては、各段階で住民参加ワークショップと公聴会・パブリック・コメントを実施し、それぞれの場では出された住民の意見をODA案件にフィードバックしていく。また、

「国別援助計画」「国別事業実施計画」策定過程や現地ODAタスクフォースにおける現地NGOコミュニティとのコンサルテーションミーティング開催のルーチン化(ポリシーレベル)、環境社会配慮ガイドラインに関する途上国政府の義務・住民の権利の説明徹底化等を図っていく。